

**【必ずお読みください】**

お客様は、この使用許諾契約に基づき株式会社NTTデータ（以下、「弊社」といいます）がご提供する「達人シリーズ（申告書作成ソフト）」（プログラムとマニュアル、以下「本ソフトウェア」といいます）を日本国内で使用するにあたり、以下のソフトウェア使用許諾契約（以下、「本契約」といいます。）の内容に同意していただく必要があります（同意いただけない場合、お客様は、本ソフトウェアを使用することはできません。）。

本契約の内容を十分にご確認の上、本契約に同意いただける場合は、本画面下部の「同意する」ボタンをクリック又は押下し、ダウンロード/インストールを行ってください。

なお、ユーザ登録がお済みでないお客様は、本ソフトウェアをお客様にお届けする際に同封された「お問い合わせ窓口」記載の弊社連絡先までご連絡ください（弊社特約店からご購入されたお客様は特約店までご連絡ください）。ユーザ登録がなされない場合、本契約第3条第3号に規定するサービスをご利用いただけない可能性があります。

## 達人シリーズ（申告書作成ソフト）使用許諾契約

### （契約の成立）

第1条 お客様は、本画面下部の「同意する」ボタンをクリック又は押下した場合に、本契約の内容に同意したものとみなされ、このお客様の同意をもって、本契約は成立するものとします。

### （著作権）

第2条 本ソフトウェアに関する著作権等の一切の知的財産権は弊社または弊社に権利を許諾する第三者に帰属し、日本国著作権法並びにその関連して適用される法律及び国際条約条項によって保護されています。

- 2 本ソフトウェアにオープンソースソフトウェア（以下「OSS」といいます）が含まれる場合、本ソフトウェアに同梱されているOSSライセンスが適用されるものとします。

### （使用許諾）

第3条 弊社は、お客様が弊社に対して購入を申込み、これに基づき弊社がお客様に別途提供する「達人シリーズユーザライセンス証書（申告書作成ソフト）」（以下「ライセンス証書」といいます）の「商品名」に記載されたソフトウェアについて、ライセンス証書記載の利用期間（以下「利用期間」といいます）、日本国内において、以下の各号に規定した内容の非独占的な使用を許諾します。

(1) お客様は、本ソフトウェアをライセンス証書記載のグレードごとに、以下の台数のコンピュータにおいて使用することができます。

- ・達人シリーズ Light Edition 1 ライセンス：1台のコンピュータ
- ・達人シリーズ Standard Edition 1 ライセンス：1台のコンピュータ
- ・達人シリーズ Professional Edition 1 ライセンス：同一事業所の同一構内におけるネットワーク（LAN）の複数のコンピュータ（台数については制限なし）

なお、達人シリーズ Light Edition 及び達人シリーズ Standard Edition は、お客様が複数のライセンスを購入した場合でも、同一事業所の同一構内におけるネットワーク（LAN）においては1台のコンピュータでしか使用することができません。

(2) お客様は、本ソフトウェアを使用する目的で、複製（ハードディスク等へのインストールを含む）し使用することができます。また、不慮の事故に備えて一部のみ複製物（バックアップ・コピー）を作成することができます。なお、お客様によって複製された本ソフトウェアについても本契約が適用されます。

(3) お客様は、利用期間に限り、以下のサービスを利用できます。

- ・本ソフトウェアの操作方法に関する不明な点を、本ソフトウェアをお客様にお届けする際に同封された「お問い合わせ窓口」記載の弊社連絡先、又は別途弊社「達人シリーズ」が提供するお問い合わせ先にお問い合わせいただけます。ただし、本ソフトウェアの操

作方法に直接関係しない内容や、税法解釈等に関する内容は除外させていただきます。なお、電話によるお問い合わせは、祝祭日と弊社休業日を除く月曜日から金曜日の9:00～12:00及び13:00～17:00に限り受け付けます。

- ・弊社特約店からご購入されたお客様は、上記お問い合わせについては特約店までご連絡ください。
  - ・税制改正への対応や機能強化によるバージョンアッププログラムおよびマニュアルをご提供いたします。なお、税制改正への対応範囲およびその提供時期については弊社が定めるものとし、バージョンアッププログラムおよびマニュアルについても本契約が適用されるものとします。（ダウンロード版の場合は、バージョンアッププログラムおよびマニュアルは、インターネットダウンロードでのご提供となります。）
  - ・「破損データの調査」「コンピュータ環境の調査」等、本ソフトウェアの操作方法に関するご説明以外のサポートについては、別途有償となる場合があります。また、技術面の問題等によりお断りすることがあります。
- (4) お客様が、本ソフトウェアのオプション機能ソフトウェア（以下「カスタマイズオプション」）をご購入される場合、カスタマイズオプションについても本契約が適用されるものとします。お客様は、利用期間に限り、本契約に従い使用するものとします。

#### （禁止事項）

- 第4条 お客様は、本ソフトウェア及びその複製物を、本契約に明示されている場合を除き、譲渡、貸与、リース、公衆送信（ネットワークに接続された機器へのアップロード行為を含む）、及びその他の方法による第三者への提供を行ったり、再使用許諾したりすることはできません。
- 2 お客様は、本ソフトウェアの全部又は一部について、本契約に明示されている場合を除き、複製、翻訳、翻案、修正、改変、追加、及び逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（実行ファイル、オブジェクトコード等を解析して人間が読み取り可能な形式に変換すること）を行うことはできません。
  - 3 お客様は、本ソフトウェアに表示された著作権表示を削除することはできません。
  - 4 お客様は、本ソフトウェアの表示画面及び印刷物を利用した出版物などの作成はできません。
  - 5 お客様は、弊社の書面による承諾を得ることなく、本契約に定められる条件を超えて、本ソフトウェアを使用したり、本契約上の地位、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡したりすることはできません。

#### （保証）

- 第5条 弊社は、本ソフトウェアが仕様どおり動作しない場合（以下「契約不適合」といいます。）、ご購入日から30日間に限り、弊社の判断に基づき、本ソフトウェアを交換するか又は本ソフトウェアの代金を限度として保証します。ただし、契約不適合の原因が弊社の責に帰すべきものでない事由（OSSの瑕疵、権利侵害等に起因する事由及び当該OSSとその他のソフトウェア若しくはハードウェアを組み合わせたことに起因する事由等を含むがこれらに限られない）であると認められたときは、この限りではありません。なお、本ソフトウェアに関する弊社の責任は、上記の範囲に限られ、その他一切の責任を負うものではありません。

#### （機密保持）

- 第6条 お客様は、本契約により提供される本ソフトウェア、その関連書類等の情報及び本契約の内容のうち公然と知られていないものについて、その機密を保持するものとし、弊社の承諾を得ることなく、いかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはなりません。

#### （本契約及び仕様変更等）

- 第7条 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者の承諾を得ることなく、本契約およびサービスの内容（達人シリーズ（達人Cubeを含む税務申告ソリューションの総称をいい、以下同じ。）のウェブサイトに定める本サービスの仕様をいい、以下同じ。）を変更することができるものとします。なお、この場合には、契約者の利用条件、料金その他の提供条件は、変

更後の規約によりを適用するものとします。ただし、当社は当該変更によって変更前の本サービスの全ての機能、品質、性能等が維持されることを保証するものではなく、また契約者に生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。

- (1) 本契約及び本サービスの内容の変更が、契約者の利益に適合する場合
  - (2) 本契約及び本サービスの内容の変更が、本契約の目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 2 当社は、前項により本契約及び本サービスの内容を変更する場合には、変更の2週間前までに、当社のホームページその他の当社が適切と判断する方法により、次の各号に定める事項を周知するものとします。
- (1) 本契約及び本サービスの内容を変更する旨
  - (2) 変更後の新規約及び新サービスの内容
  - (3) 変更後の規約の効力発生日
- 3 契約者は、本契約及び本サービスの内容の変更に同意しない場合、変更後の規約の効力発生日までに、弊社に対して解除を申し出るものとします。

(弊社からの利用契約の解除)

- 第8条 弊社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。
- (1) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
  - (2) 支払停止又は支払不能となった場合  
(弊社が指定した期日までにお客様が利用料金等又は遅延損害金を支払わなかった場合を含む)
  - (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
  - (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (5) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
  - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
  - (7) 利用契約等に違反し弊社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
  - (8) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
  - (9) 第4条（禁止事項）に違反した場合
  - (10) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
- 2 お客様は、前項による利用契約の解除があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、弊社が定める日までにこれを支払うものとします。

(契約の終了)

- 第9条 本契約は、利用期間の終了日をもって終了するものとします。
- 2 前項にかかわらず、お客様は、自らが複製した本ソフトウェア及びその複製物の全てを消去又は破棄することにより、本契約を終了させることができます。
  - 3 本契約が終了又は解除された場合、お客様は、本ソフトウェア及びその複製物の全てを直ちに消去又は破棄することとします。
  - 4 お客様は、理由の如何を問わず、本ソフトウェア使用の終了について、弊社に対し補償金その他いかなる名目での支払いも請求することはできません。
  - 5 本契約終了後も、第5条（保証）、第6条（機密保持）、第11条（輸出管理）、第12条（管轄裁判所及び準拠法）の規定は有効に存続するものとします。

(反社会的勢力の排除)

- 第10条 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、

その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、契約者が第8条（弊社からの利用契約の解除）第1項で定める事由に該当したことにより、本契約の全部又は一部を解除された場合、契約者に損害が生じた場合にも、当社に何らの請求を行わないものとします。また、当社に損害が生じた場合は、その賠償責任を負うものとします。

#### （輸出管理）

第11条 お客様は、本ソフトウェア及びそれに含まれる技術を海外に持出し又は非居住者に提供する場合は、経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、関連法規に基づき適正な手続きをとるものとします。

#### （管轄裁判所及び準拠法）

第12条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

- 2 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法律に準拠するものとします。

#### （協議等）

第13条 本契約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上、当社の示す方針に基づき解決することとします。なお、本契約の何れかの部分が無効である場合でも、本契約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

2018年9月14日 制定

2020年7月 4日 改訂

株式会社NTTデータ